(1)府・市の重複滞納事案を合同で処理する「大阪府・大阪市合同滞納整理特別対策チーム」においては、本庁間の職員で取り組んでいる高額かつ処理が困難な滞納事案(同事案に名寄せされる新たな未納徴収金を含む)について、継続して処理を行っている。

① 取組体制

大阪府税務局徴税対策課職員及び大阪市税務部収税課職員で構成 (相互併任制度を活用し、府職員は市職員を市職員は府職員を併任)

② 取組状況 (平成26年11月末現在)

- 処理税額 (単位:百万円、%)

	平成 26 年度当初		平成 26 年 11 月末現在		加亚文克		処理率
	府滞納額	市滞納額	府滞納額	市滞納額	処理済額 (C)	うち徴収額	(C)
	(A)	(B)	小 市村会	川市村領			(A) +(B)
府担当分	158	61	154	41	24	24	10.9
113 15 -171	100	01	104	71	27	24	10.9
市担当分	82	81	21	46	96	44	58.8

⇒平成26年度処理目標(30%以上の処理(※))に対し31.3%の処理

(2)法人関係税の重複滞納事案を合同で処理する「中央・船場徴収班」においては、30万円以下の滞納事案処理に加え、今年度より新たに高額滞納事案の処理にも取り組んでいる。

① 取組体制

大阪府中央府税事務所職員及び大阪市船場法人市税事務所職員で構成(相互併任制度を活用し、府職員は市職員を市職員は府職員を併任)

② 取組状況(平成26年11月末現在)(単位:件、%)

	平成26年度		
	対象件数	処理率	
大阪府中央府税事務所	408	86. 5	
うち 30 万円超 100 万円未満	5	60.0	
うち 100 万円以上	15	46. 7	
大阪市船場法人市税事務所	408	80. 6	
うち 30 万円超 100 万円未満	5	0	
うち 100 万円以上	15	6. 7	
中央府税・船場市税 合計	816	83. 6	

○ 引き続き、取組対象事案の処理促進を図るとともに、平成27年4月に設置が予定されている『大阪府域地方税徴収機構(仮称)』での取組みとの調整を図っていく。

取組状況